

## 背景

### 現状・課題

- ✓ 今後の社会変化に対応するためには、幅広い年齢層の人材が高度な「知」を身に付ける必要があり、そうした「知」にアクセスできる教育機会の充実が求められている
- ✓ 学び直しの際に重視するカリキュラムは、特定分野を深く追求した研究・学習や最先端をテーマに置いた内容等が挙げられており、学士課程を超えたより高度な大学院レベルのリカレント教育の需要が一定程度存在する
- ✓ 社会人の学び直しの方法として、大学・大学院等の活用割合は極めて低い
- ✓ 学び直しにあたっての主な課題として、仕事等が忙しく時間の余裕がないことが挙げられている

### 審議会等における提言等

- ✓ 2040年を見据えた大学院教育のあるべき姿（審議まとめ）（平成31年1月中教審大学分科会）  
「科目等履修制度の積極的な活用を促進するとともに、取得した単位については学位取得を目指す際に適切に評価すること」
- ✓ 経済財政運営と改革の基本方針2019（令和元年6月閣議決定）  
「社会人学生等が柔軟に履修期間・内容を選択できるよう、早期卒業・長期履修制度や単位累積加算制度の活用を促進する。全ての大学院が入学前や他大学院での学修を活用して単位累積加算的に学位授与を行うための方策を検討し、大学・大学院での学位取得の弾力化を進める。」

➡ 大学院におけるリカレント教育の推進のため、制度面についても柔軟化に向けた検討を行う必要がある

## 改正概要

### 1. 他大学院の単位互換及び入学前の既修得単位の認定の柔軟化

- ① 大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が**他の大学院において修得した単位**を、**15単位を超えない範囲**で当該大学院において修得したものとみなすことができる。
  - ② 大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が当該大学院に**入学する前に他の大学院において修得した単位**（科目等履修生制度を含む）を、**15単位を超えない範囲**で当該大学院に入学した後、当該大学院において修得したものとみなすことができる。
- ①及び②で修得したものとみなすことのできる単位数は、**合わせて20単位を超えない**ものとする。 ※ 現状は、①及び②それぞれ上限単位10単位

### 2. 入学前の既修得単位等を勘案した在学期間の短縮

大学院は、**入学前に当該大学院及び他の大学院において修得した単位**（入学資格を有した後、修得したものに限る。）を当該大学院において修得したものとみなす場合であって、当該単位の修得により当該大学院の修士課程又は博士課程（後期を除く。）の教育課程の一部を履修したと認めるときは、**当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して、1年を超えない範囲で当該大学院が定める期間、在学したものとみなす**ことができる。

※ 修士課程については、少なくとも1年以上在学するものとする。

※ 修士課程を修了した者の博士課程における在学期間（大学院設置基準第17条第1項又は第2項の規定によるもの）については、適用しない。

※ 学部及び専門職大学院においては既に措置されている。

## 施行期日（予定）

令和2年6月頃 公布・施行

# 1. 他大学院の単位互換及び入学前の既修得単位の認定の柔軟化について

修士課程・博士課程 修了要件：30単位

単位互換	<ul style="list-style-type: none"> <li>他の大学院において履修した授業科目について修得した単位</li> <li>外国の大学院に留学、外国の大学院の通信教育、外国の学校教育制度で位置付けられた教育施設、国連大学についても準用</li> </ul>	<b>10単位を超えない</b>
入学前	<ul style="list-style-type: none"> <li>入学する前に大学院において修得した単位（科目等履修生制度を含む）</li> </ul>	当該大学院で修得した単位以外は <b>10単位を超えない</b>



単位互換	<ul style="list-style-type: none"> <li>他の大学院において履修した授業科目について修得した単位</li> <li>外国の大学院に留学、外国の大学院の通信教育、外国の学校教育制度で位置付けられた教育施設、国連大学についても準用</li> </ul>	<b>15単位を超えない</b>	<b>合わせて20単位を超えない</b>
入学前	<ul style="list-style-type: none"> <li>入学する前に大学院において修得した単位（科目等履修生制度を含む）</li> </ul>	当該大学院で修得した単位以外は <b>15単位を超えない</b>	

## <参考>

### 学部

卒業要件：124単位

単位互換	<ul style="list-style-type: none"> <li>他の大学等において履修した授業科目について修得した単位</li> <li>外国の大学等に留学、外国の大学等の通信教育、外国の学校教育制度で位置付けられた教育施設等についても準用</li> <li>短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修等</li> </ul>	<b>合わせて60単位を超えない</b> ※当該大学で修得した単位を除く
入学前	<ul style="list-style-type: none"> <li>入学する前に大学等において修得した単位（科目等履修生制度を含む）</li> <li>入学前に行った短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修等</li> </ul>	

### 専門職大学院

修了要件：30単位以上【法科】93単位以上【教職】45単位以上

単位互換	<ul style="list-style-type: none"> <li>他の大学院において履修した授業科目について修得した単位</li> <li>外国の大学に留学、外国の大学の通信教育、外国の学校教育制度で位置付けられた教育施設、国連大学についても準用</li> </ul>	<b>合わせて、修了要件として定める30単位以上の単位数の1/2を超えない</b> ※当該大学院で修得した単位を除く  【法科】 <b>合わせて30単位を超えない</b> ※当該大学院で修得した単位を除く ※修了要件が93単位を超える場合は、その分超えられる  【教職】 <b>合わせて、修了要件として定める45単位以上の単位数の1/2を超えない</b> ※当該大学院で修得した単位を除く
入学前	<ul style="list-style-type: none"> <li>入学する前に大学院において修得した単位（科目等履修生制度を含む）</li> </ul>	

## 2. 入学前の既修得単位等を勘案した在学期間の短縮について①

### 【修士課程（博士前期課程含む）】

入学前の既修得単位等を勘案して1年を超えない範囲で在学したものとみなすことが可能。ただし、1年以上在学するものとするため、早期修了や標準修業年限が1年以上2年未満の場合は適用できない場合がある。

修士課程	標準修業年限 [年]	実際に在学する期間 [年]	大学院設置基準 における規定	制度を利用する具体的な例（イメージ）
通常	2	2	16条	—
早期修了	2	1	16条ただし書	修士課程において優秀な業績を上げた者
1年コース ※修士課程のみ。標準修業年限が 1年以上2年未満の例	1	1	16条 3条3項	夜間や土日を利用して短期間で集中的に学びたい社会人
在学期間の短縮	2	1 ※1年間在学したものとみなすため、 形式上の在学期間は2年	【今回新設】 18条1項	科目等履修生制度を利用して、単位を修得している社会人
在学期間の短縮&早期修了	2	1 ※少なくとも1年以上在学するものとする	【今回新設】 18条1項ただし書	科目等履修生制度を利用して、単位を修得している社会人で、入学後、優秀な業績を上げた者
在学期間の短縮&1年コース ※修士課程のみ。標準修業年限が 1年以上2年未満の例	1	1 ※少なくとも1年以上在学するものとする	【今回新設】 18条1項ただし書	科目等履修生制度を利用して単位を修得していて、夜間や土日を利用して短期間で集中的に学びたい社会人

### 【博士課程（5年一貫）】

入学前の既修得単位等を勘案して1年を超えない範囲で在学したものとみなすことが可能。また、優れた業績をあげた場合は、併せて早期修了することも可能。

博士課程 （5年一貫）	標準修業年限 [年]	実際に在学する期間 [年]	大学院設置基準 における規定	制度を利用する具体的な例（イメージ）
通常	5	5	17条1項	—
早期修了	5	3	17条1項ただし書	博士課程において優秀な業績を上げた者
在学期間の短縮	5	4 ※1年間在学したものとみなすため、 形式上の在学期間は5年	【今回新設】 18条1項	科目等履修生制度を利用して、単位を修得している社会人
在学期間の短縮&早期修了	5	2 ※1年間在学したものとみなすため、 形式上の在学期間は3年	【今回新設】 18条1項	科目等履修生制度を利用して単位を修得している社会人で、入学後、優秀な業績を上げた者

※以下の場合、適用しない。

- 第17条第1項及び第2項により、修士課程修了後、博士課程（5年一貫）に入学して、修士課程での在学期間を博士課程での在学期間に含める場合
- 博士後期課程

## 2. 入学前の既修得単位等を勘案した在学期間の短縮について②

### 【医歯薬獣医学の博士課程】

入学前の既修得単位等を勘案して1年を超えない範囲で在学したものとみなすことが可能。また、優れた業績をあげた場合は、併せて早期修了することも可能。

医歯薬獣医学の博士課程	標準修業年限 [年]	実際の在学期間 [年]	大学院設置基準 における規定	制度を利用する具体的な例（イメージ）
通常	4	4	44条	—
早期修了	4	3	44条	博士課程において優秀な業績を上げた者
在学期間の短縮	4	3 ※1年間在学したものとみなすため、 形式上の在学期間は4年	【今回新設】 18条1項	科目等履修生制度を利用して、単位を修得している社会人
在学期間の短縮&早期修了	4	2 ※1年間在学したものとみなすため、 形式上の在学期間は3年	【今回新設】 18条1項	科目等履修生制度を利用して単位を修得している社会人で、入学後、優秀な業績を上げた者

## 【参考】関係条文（1. 他大学院の単位互換及び入学前の既修得単位の認定の柔軟化）

### ■大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）

（他の大学又は短期大学における授業科目の履修等）

第二十八条 大学は、教育上有益と認めるときは、学生が大学の定めるところにより他の大学、専門職大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、六十単位を超えない範囲で当該大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が、外国の大学（専門職大学に相当する外国の大学を含む。以下この項において同じ。）又は短期大学に留学する場合、外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の大学又は短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

（入学前の既修得単位等の認定）

第三十条 大学は、教育上有益と認めるときは、学生が当該大学に入学する前に大学、専門職大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位（第三十一条第一項及び第二項の規定により修得した単位を含む。）を、当該大学に入学した後の当該大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 大学は、教育上有益と認めるときは、学生が当該大学に入学する前に行つた前条第一項に規定する学修を、当該大学における授業科目の履修とみなし、大学の定めるところにより単位を与えることができる。

3 前二項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転学等の場合を除き、当該大学において修得した単位以外のものについては、第二十八条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）及び前条第一項により当該大学において修得したものとみなす単位数と合わせて六十単位を超えないものとする。

### ■大学院設置基準（昭和四十九年文部省令第二十八号）

（大学設置基準の準用）

第十五条 大学院の各授業科目の単位、授業日数、授業期間、授業を行う学生数、授業の方法及び単位の授与、他の大学院における授業科目の履修等、入学前の既修得単位等の認定、長期にわたる教育課程の履修並びに科目等履修生等については、大学設置基準第二十一条から第二十五条まで、第二十七条、第二十八条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第三十条第一項及び第三項、第三十条の二並びに第三十一条（第三項を除く。）の規定を準用する。この場合において、第二十八条第一項中「六十単位」とあるのは「十単位」と、同条第二項中「及び外国の」とあるのは「、外国の」と、「当該教育課程における授業科目を我が国において」とあるのは「当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合及び国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和五十一年法律第七十二号）第一条第二項に規定する千九百七十二年十二月十一日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学（第三十五条第一項において「国際連合大学」という。）の教育課程における授業科目を」と、第三十条第三項中「前二項」とあるのは「第一項」と、「第二十八条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）及び前条第一項により当該大学において修得したものとみなす単位数と合わせて六十単位」とあるのは「十単位」と、第三十条の二中「修業年限」とあるのは「標準修業年限」と、「卒業」とあるのは「課程を修了」と読み替えるものとする。

## 【参考】関係条文（1. 他大学院の単位互換及び入学前の既修得単位の認定の柔軟化）

### ■ 専門職大学院設置基準（平成十五年文部科学省令第十六号）

（他の大学院における授業科目の履修等）

第十三条 専門職大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が専門職大学院の定めるところにより他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、当該専門職大学院が修了要件として定める三十単位以上の単位数の二分の一を超えない範囲で当該専門職大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が、外国の大学院に留学する場合、外国の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合、外国の大学院の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合及び国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和五十一年法律第七十二号）第一条第二項に規定する千九百七十二年十二月十一日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学（第二十一条第二項、第二十七条第二項及び第三十五条第一項において「国際連合大学」という。）の教育課程における授業科目を履修する場合について準用する。

（入学前の既修得単位等の認定）

第十四条 専門職大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が当該専門職大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、当該専門職大学院に入学した後の当該専門職大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、編入学、転学等の場合を除き、当該専門職大学院において修得した単位以外のものについては、前条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定により当該専門職大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて当該専門職大学院が修了要件として定める三十単位以上の単位数の二分の一を超えないものとする。

## 【参考】関係条文（2. 入学前の既修得単位等を勘案した在学期間の短縮）

### ■ 学校教育法（昭和三十一年文部省令第二十八号）

（相当期間の修業年限への通算）

第八十八条 大学の学生以外の者として一の大学において一定の単位を修得した者が当該大学に入学する場合において、当該単位の修得により当該大学の教育課程の一部を履修したと認められるときは、文部科学大臣の定めるところにより、修得した単位数その他の事項を勘案して大学が定める期間を修業年限に通算することができる。ただし、その期間は、当該大学の修業年限の二分の一を超えてはならない。

### ■ 学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）

第百四十六条 学校教育法第八十八条に規定する修業年限の通算は、大学の定めるところにより、大学設置基準第三十一条第一項、専門職大学設置基準第二十八条第一項、短期大学設置基準第十七条第一項若しくは専門職短期大学設置基準第二十五条第一項に規定する科目等履修生（第百六十三条の二において「科目等履修生」という。）又は大学設置基準第三十一条第二項、専門職大学設置基準第二十八条第二項、短期大学設置基準第十七条第二項若しくは専門職短期大学設置基準第二十五条第二項に規定する特別の課程履修生（いずれも大学の学生以外の者に限る。）として一の大学において一定の単位（同法第九十条の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。）を修得した者に対し、大学設置基準第三十条第一項、専門職大学設置基準第二十六条第一項、短期大学設置基準第十六条第一項又は専門職短期大学設置基準第二十三条第一項の規定により当該大学に入学した後に修得したものとみなすことのできる当該単位数、その修得に要した期間その他大学が必要と認める事項を勘案して行うものとする。

### ■ 専門職大学院設置基準（平成十五年文部科学省令第十六号）

（専門職大学院における在学期間の短縮）

第十六条 専門職大学院は、第十四条第一項の規定により当該専門職大学院に入学する前に修得した単位（学校教育法第二条第一項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。）を当該専門職大学院において修得したものとみなす場合であって当該単位の修得により当該専門職大学院の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して当該専門職学位課程の標準修業年限の二分の一を超えない範囲で当該専門職大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、当該専門職大学院に少なくとも一年以上在学するものとする。

○文部科学省令第 号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第三条及び第四百四十二条の規定に基づき、大学院設置基準の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年 月 日

文部科学大臣 萩生田 光一

大学院設置基準の一部を改正する省令

大学院設置基準（昭和四十九年文部省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。



## (大学設置基準の準用)

第十五条 大学院の各授業科目の単位、授業日数、授業期間、授業を行う学生数、授業の方法及び単位の授与、他の大学院における授業科目の履修等、入学前の既修得単位等の認定、長期にわたる教育課程の履修並びに科目等履修生等については、大学設置基準第二十一条から第二十五条まで、第二十七条、第二十八条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第三十条第一項及び第三項、第三十条の二並びに第三十一条（第二項及び第四項を除く。）の規定を準用する。

この場合において、同条第二十八條第一項中「六十単位」とあるのは「十五単位」と、同条第二項中「及び外国の」とあるのは「、外国の」と、「当該教育課程における授業科目を我が国において」とあるのは「当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合及び国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和五十一年法律第七十二号）第一条第二項に規定する千九百七十二年十二月十一日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学（第三十五條第一項において「国際連合大学」という。）の教育課程における授業科目を」と、同条第三十條第一項中「第三十一條第一項及び第二項」とあるのは「大学院設置基準第十五條において準用する第三十一條第一項」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「大学院設置基準第十五條において読み替えて準用する第三十條第一項」と、「第二十八條第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）及び前条第一項により当該大学において修得したものとみなす単位数と合わせて六十単位」とあるのは「十五単位を超えないものとし、また、同条第十五條において読み替えて準用する第二十八條第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）により当該大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて二十単位」と、同条第三十條の二中「修業年限」とあるのは「標準修業年限」と、「卒業」とあるのは「課程を修了」と、同条第三十一條第三項中「科目等履修生及び特別の課程履修生」とあるのは「科目等履修生」

## (大学設置基準の準用)

第十五条 大学院の各授業科目の単位、授業日数、授業期間、授業を行う学生数、授業の方法及び単位の授与、他の大学院における授業科目の履修等、入学前の既修得単位等の認定、長期にわたる教育課程の履修並びに科目等履修生等については、大学設置基準第二十一条から第二十五条まで、第二十七条、第二十八条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第三十条第一項及び第三項、第三十条の二並びに第三十一条（第二項及び第四項を除く。）の規定を準用する。

この場合において、第二十八條第一項中「六十単位」とあるのは「十単位」と、同条第二項中「及び外国の」とあるのは「、外国の」と、「当該教育課程における授業科目を我が国において」とあるのは「当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合及び国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和五十一年法律第七十二号）第一条第二項に規定する千九百七十二年十二月十一日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学（第三十五條第一項において「国際連合大学」という。）の教育課程における授業科目を」と、第三十條第一項中「第三十一條第一項及び第二項」とあるのは「第三十一條第一項」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「第一項」と、「第二十八條第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）及び前条第一項により当該大学において修得したものとみなす単位数と合わせて六十単位」とあるのは「十単位」と、第三十條の二中「修業年限」とあるのは「標準修業年限」と、「卒業」とあるのは「課程を修了」と、第三十一條第三項中「科目等履修生及び特別の課程履修生」とあるのは「科目等履修生」と読み替えるものとする。

と読み替えるものとする。

(大学院における在学期間の短縮)

第十八条 大学院は、第十五条において読み替えて準用する大学設置基準第三十条第一項の規定により当該大学院に入学する前に修得した単位(学校教育法第百二条第一項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。)を当該大学院において修得したものとみなす場合であつて、当該単位の修得により当該大学院の修士課程又は博士課程(前期及び後期の課程に区分する博士課程における後期の課程を除く。)の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して一年を超えない範囲で当該大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、修士課程については、当該課程に少なくとも一年以上在学するものとする。

2 前項の規定は、修士課程を修了した者の前条第一項(同条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。)に規定する博士課程における在学期間(同条第一項の規定により博士課程における在学期間に含む修士課程における在学期間を除く。)については、適用しない。

第十八条 削除

第三十三条第三項及び第三十九条第三項中「同省令」を「同令」に改める。

## 附 則

この省令は、公布の日から施行する。

○改正後の大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二八号）の読み替え

※傍線部は今回の改正により読み替えられるもの

※破線部は既存の規定により読み替えられるもの

（他の大学又は短期大学における授業科目の履修等）

第二十八条 大学は、教育上有益と認めるときは、学生が大学の定めるところにより他の大学、専門職大学

又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、十五単位を超えない範囲で当該大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が、外国の大学（専門職大学に相当する外国の大学を含む。以下この項において同じ。）又は短期大学に留学する場合、外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合、外国の大学又は短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合及び国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実

施に伴う特別措置法(昭和五十一年法律第七十二号)第一条第二項に規定する千九百七十二年十二月十一日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学(第三十五条第一項において「国際連合大学」という。)の教育課程における授業科目を履修する場合について準用する。

(入学前の既修得単位等の認定)

第三十条 大学は、教育上有益と認めるときは、学生が当該大学に入学する前に大学、専門職大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位(大学院設置基準第十五条において準用する第三十条第一項の規定により修得した単位を含む。)を、当該大学に入学した後の当該大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

## 2 「略」

3 大学院設置基準第十五条において読み替えて準用する第三十条第一項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転学等の場合を除き、当該大学において修得した単位以外のものについては、十五単位を超えないものとし、また、同令第十五条において読み替えて準用する第二十八条第

一 項（同条第二項において準用する場合を含む。）により当該大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて二十単位を超えないものとする。

大学院設置基準の一部を改正する省令案  
に関するパブリックコメント（意見公募手続）の結果について

1. 意見募集の概要

- (1) 募集期間：令和2年1月23日（木）～令和2年2月24日（月）
- (2) 告知方法：ホームページ
- (3) 受付方法：郵送、FAX、電子メール

2. 意見総数

件数：10件（個人8件（3名）、不明2件）

3. 主な意見の概要

- 特段反対ではない。
- リカレント教育推進のため単位認定の柔軟化措置を考えているとのことだが、学位取得者を増やすことが目的なのか。本改正で社会を先導する人材が育つのか。
- 大学院のレベルは様々であるため、他大学院で履修した授業科目の単位認定の際に試験が行われるのが妥当ではないか。
- 多くの大学において「大学院」は「修士課程（博士前期課程）」と「博士課程（博士後期課程）」に分かれているため、「他大学院の単位互換の考え方」においては、単位互換の上限を定める「大学院」の範囲を明確にする必要がある。
- 改正の概要②1行目の「学生が当該大学に」は「当該大学院に」の誤りではないか。